

# 住居（すまい）るローン（リフォーム資金）

令和2年8月3日現在

1. 商 品 名	住居（すまい）るローン（リフォーム資金）	
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方</li> <li>・満20歳以上満70歳以下で完済時満80歳以下の方</li> <li>・安定継続した収入の見込める方</li> <li>・ご融資期間が15年を超える場合は団体信用生命保険にご加入いただける方</li> <li>・(株)ジャックスの保証を受けられる方</li> </ul>	
3. ご融資資金の用途	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の増改築資金、住宅の設備機器購入資金</li> <li>・自宅敷地内へのカーポート・物置の設置資金</li> <li>・外構等工事資金</li> </ul>
	リフォーム・エコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電化リフォーム資金</li> <li>・ペレットストーブ購入資金</li> <li>・省エネ機器（エコジョーズ等）購入資金</li> <li>・LPG・環境配慮型省エネ機器購入資金</li> </ul>
	ソーラー・エコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム設備導入・工事資金</li> <li>・家庭用蓄電池設備導入・工事資金</li> <li>・同時に実施するその他リフォーム資金</li> </ul>
4. ご 融 資 金 額	・10万円以上1,000万円以内（単位は1万円きざみ）	
5. ご 融 資 期 間	・6ヵ月以上20年以内	
6. ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利（付利単位1円）</li> <li>・ご融資利率は当金庫が定める短期プライムレートを基準として決定いたします なお、ご融資利率は金融情勢などに応じて変動します</li> <li>・ご融資後は当金庫の短期プライムレートの改定日後最初に到来する利払日の翌日から適用します</li> </ul>	
7. ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元利均等払</li> <li>・ボーナス時増額弁済併用可能です（ただし増額部分は融資額の50%以内）</li> </ul>	
8. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただきます ただし、ご融資期間が15年以内の場合はご加入いただかなくてもお取扱いが可能です</li> <li>・団体信用生命保険にご加入される場合は、ご融資利率に0.300%上乗せさせていただきます</li> </ul>	
9. 保 証 人 及 び 担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)ジャックスが保証するので原則必要ありませんが、(株)ジャックスの条件により連帯保証人を必要とする場合があります</li> <li>・保証料はご融資利率の中に含まれています</li> </ul>	
10. 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期限前一括返済または一部繰上返済を行う場合は、返済元金に対し0.550%（消費税込）の手数料が必要です 但し、55,000円（消費税込）を上限とします</li> <li>・条件変更（割賦金見直しまたは期間延長のともなうもの）を行う場合は、条件変更手数料11,000円（消費税込）が必要です</li> </ul>	

帯 広 信 用 金 庫

## 住居（すまい）るローン（リフォーム資金）

<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください</p> <p>・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
<p>12. その他</p>	<p>・ 現在のご融資利率に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください</p> <p>・ 返済試算表をご希望の方は、当金庫本支店窓口でお問い合わせください お客さまが申し出た条件での返済額を試算いたします</p>

◎ くわしくは窓口にお問い合わせください。